

## レビ記27章「惜しみない献げもの」

### 1A 誓願の評価額 1-8

1B 年齢と聖別 1-7

2B 貧しい者の評価 8

### 2A 家畜の献げもの 9-13

### 3A 家と土地の聖別 14-25

1B 家屋 14-15

2B 土地 16-25

1C ヨベルの年までの計算 16-18

2C 畑の買い戻し 19-21

3C 買い取った畑 22-25

### 4A 聖別できないもの 26-34

1B 初子 26-27

2B 聖絶のもの 28-29

3B 十分の一 30-34

## 本文

レビ記 27 章を開いてください。最後の章になりました。最後は、主に対して献げものをする時に、損得の計算をせずに、惜しみなく献げなさいという教えになります。主が聖なる方であり、私たちが聖い者として歩むことを教える中で、献げるということが心からのものであることを教えています。「Ⅱコリ 9:7 一人ひとり、いやいやながらでなく、強いられてでもなく、心で決めたとおりにしなさい。神は、喜んで与える人を愛してくださるのです。」ひも付きではなく、喜んで与える人を主は愛してくださいます。

全焼のいけにえを自ら進んで献げる教えから始まったレビ記は、最後は人々の、幕屋や神殿に対する献げものでしめくつています。私たちが、献げることについて、聖なる神にかなった形で献げるとはということかを見ていきたいと思います。

### 1A 誓願の評価額 1-8

1B 年齢と聖別 1-7

<sup>1</sup>主はモーセにこう告げられた。<sup>2</sup>「イスラエルの子らに告げよ。人が人間の評価額にしたがって主に特別な誓願を立てるときには、<sup>3</sup>その評価額を次のとおりにする。二十歳から六十歳までの男子なら、その評価額は聖所のシケルで銀五十シケル。<sup>4</sup>女子なら、その評価額は三十シケル。<sup>5</sup>五歳から二十歳までなら、その男子の評価額は二十シケル、女子は十シケル。<sup>6</sup>一か月から

五歳までなら、男子の評価額は銀五シェケル、女子の評価額は銀三シェケル。<sup>7</sup>六十歳以上なら、男子の評価額は十五シェケル、女子は十シェケル。

特別な誓願を立てる時の評価額、ということですが、これは仮に、自分がこれこれの献げものをして、誓願を立てて、それを翻したときには、これだけの金額を支払うという評価額です。主に献げると願ったのに、自分にとって都合が悪くなったから献げのをやめるということです。「私はこれだけのものを献げます」と誓ったにも関わらず、後で気が変わって「やはり、献げません」と言ったらどうなるでしょうか？その献げられた物を使って、すでに礼拝を祭司たちは献げているかもしれせん。礼拝そのものが妨げられることとなります。したがって、自分が献げるときは、しっかりと考えて、心の中でよく決めて献げなさいと言うことです。

箴言 20 章 25 節には、こう書いてあります。「軽々しく「これは聖なるもの」と言い、誓願を立てた後で吟味する者は、罨にかかっている。」イエス様は、これをさらに突っ込んで語られました。誓うな、と言われました。「はい」は「はい」、「いいえ」は「いいえ」とだけ言いなさい、と言われました。つまり、「私は絶対に、これこれのことをするから！」と言い張るとき、それは逆にそれをするかどうか分からない一抹の不安があるから、自分に言い聞かせているところがありますね。そうではなく、自分が決心したことは、その通り行うという心構えの中で生きていきなさい、ということですよ。

最も高い評価額は、二十歳から六十歳までの男性で銀五十シェケルです。一シェケルが約一か月分の労働に匹敵しますから、50か月の労働を支払わないといけません。家が建つぐらいの値段ですね。そして、年齢また性別によって金額が異なるのは、労力の差によるものです。それだけ働くことができるのに、途中で翻したら損失が大きくなるので、それを補うための評価です。女より男のほうがもちろん力があります。また老人より壮年や青年のほうが、力があります。興味深いのは、一歳から五歳までも評価があることです。実際、サムエルは乳離れした後に幕屋で祭司エリの下で奉仕をしていました。

このように、私たちは自分を献げる時における費用を計算しなければいけません。キリストの弟子になるということは、犠牲が伴います。イエス様はこう言われました。「ルカ 14:28-30 あなたがたのうちに、塔を建てようとするとき、まず座って、完成させるのに十分な金があるかどうか、費用を計算しない人があるでしょうか。計算しないと、土台を据えただけで完成できず、見ていた人たちはみなその人を嘲って、『この人は建て始めたのに、完成できなかった』と言うでしょう。」費用を計算する、つまり犠牲をよく考えてイエス様についていく、ということですよ。

## 2B 貧しい者の評価 8

<sup>8</sup> その人が落ちぶれていて評価額を払えないなら、その人を祭司の前に立たせ、祭司が彼の評価をする。祭司は誓願をする者の能力に応じて彼を評価する。

レビ記において、主は必ず貧しい人でも、献げることができるようにする備えを与えておられます。すべての人が、力のない人でも、その与えられた恵みによって主にお応えすることができるようにしてくださっているということは、神の民にはそのような人々もいるのだということです。能力のある人たちだけが集まるのではありません、すべての人が集まります。貧しいやもめが神殿で献金をしたときに、それが限りなく少額でありましたが、イエス様はほかのだれよりも献げたと言われました。それはそれが彼女にとっての生活費だったからです。

## **2A 家畜の献げもの 9-13**

<sup>9</sup> 献げることのできる家畜を主へのささげ物とする場合、すべて主に献げられたものは聖なるものとなる。<sup>10</sup> それをほかのもので代用したり、良いものを悪いものに、あるいは悪いものを良いものに取り替えたりしてはならない。もしも家畜をほかの家畜と取り替えることがあれば、それも代わりのもも聖なるものとなる。

家畜を献げたいと願う時の教えです。家畜はきよい動物であれば、それは礼拝に使ういけにえになります。ですから、それらは「聖なるもの」つまり、後で自分が使いますので取り戻します、ということとは言えないものです。屠られて、祭壇の上で焼かれるからです。そして興味深いのは、他の家畜で代用しようとしたら、元の家畜と代用の家畜のどちらも捧げなければいけない、ということです。「こっちの家畜のほうが、価値が低いから、取り換えよう」という欲を出さないようにするためです。あるいは、「こちらのほうが、質が良いからやはり、こちらを献げよう」とはなりません。

<sup>11</sup> 献げることのできない、汚れた家畜を主へのささげ物とする場合には、その家畜を祭司の前に立たせる。<sup>12</sup> 祭司はその良し悪しを評価する。それは祭司が評価したとおりとなる。<sup>13</sup> もしも、その人がそれを買い戻したいのであれば、その評価額にその五分之一を加える。

汚れた家畜、つまり、ひづめが分かれていなかったり、反芻をしない動物については、いけにえとしては献げることにはできませんが、例えばラクダなど、運搬に使えます。なので、主の前にいけにえとしてではなく、他の用途のために献げることができます。その時、祭司は評価額を決めます。そして、後で思い直して買い戻すのであれば、評価に五分之一を加えます。つまり十萬円の評価が付けられた動物であれば、十二萬五千元を支払わないといけません。こうすることによって、「ああ、やっぱり自分でこの動物を使おう」と思わないようにするためです。

## **3A 家と土地の聖別 14-25**

### **1B 家屋 14-15**

<sup>14</sup> 人が自分の家を主に聖なるものとして聖別するときは、祭司がその良し悪しを評価する。祭司がそれを評価したとおり、そのようになる。<sup>15</sup> 家を聖別した人がそれを買い戻したい場合は、評価額に五分之一を加えれば、それは彼のものとなる。

家屋も主に献げることができます。しかし、買い戻したいと思う時は五分之一を加えます。

こうやって見ていきますと、主のものになっているのに、聖なるものとなっているのに、それをやはり自分のものにしたいというところで、主の聖なるものをないがしろにしているという悪い心があるとされます。自分のことが大事であり、自分の都合に合わせて主に献げるのは、何か余分のものであるかのようにないがしろにしています。

そして、そうした心で献げるのであれば、直接、祭司たちが礼拝において主に献げることに支障が出てくるのです。教会が主のおられる聖なる所として保っていきたいと願っても、誰かの都合でその献身がなくなったときに、いろいろ振り回されます。また、奉仕をしている人々が、他の人々の軽々しさによって、不必要な重荷を背負うこととなります。それは、主を聖なる方としていない姿です。自分自身の都合が第一となってしまっており、主が残り物を受け取るということとなります。そうしたことから、そういった聖なるものを汚すようなことから守られるための、五分之一の付加です。

## 2B 土地 16-25

### 1C ヨベルの年までの計算 16-18

<sup>16</sup> 人が自分の所有の畑の一部を主に聖別する場合には、評価額はそこに蒔く種の量による。大麦の種一ホメルごとに銀五十シケルである。

土地も献げることができます。その土地に蒔くことのできる種の量で評価額を決めます。

<sup>17</sup> もしヨベルの年からその畑を聖別するなら、評価額どおりである。<sup>18</sup> しかし、ヨベルの年の後にその畑を聖別するなら、祭司は次のヨベルの年までにまだ残っている年数によって、その金額を計算する。そのようにして評価額から差し引かれる。

ヨベルの年における所有地への帰還がありますね。ヨベルの年までの収穫量によって、その評価が決まります。

### 2C 畑の買い戻し 19-21

<sup>19</sup> もし、その畑を聖別した人がそれを買い戻したいのであれば、評価額にその五分之一を加える。それは彼のものとして残る。

再び気が変わって、主の聖なるものになっている土地を買い戻したいと願ったとします。そうしたら、家畜と同じように五分之一を付け加えます。

<sup>20</sup> もし彼がその畑を買い戻さず、また、その畑がほかの人に売られているなら、もはやそれを買い

戻すことはできない。<sup>21</sup> その畑がヨベルの年に渡される時、それは聖絶された畑として主の聖なるものとなり、祭司の所有地となる。

これはどういうことかと言いますと、土地を献げると誓ったのに、その土地をほかの人に売ってしまいました。ですから、完全に主のものになった土地を自分のものにして、強い言葉を使うと盗んだこととなります。

そこで、これは「聖絶された畑」となります。土地はヨベルの年には戻るはずなのですが、その権利をこの人は一切、失うのです。聖絶とは、主にあって絶滅したもの、と考えたらよいでしょう。主が滅ぼされたもの、ということです。具体的に祭司の所有地となります。このようにして、主のものとしたのを自分のものにしてしまえば、主が裁かれるのです。

### 3C 買い取った畑 22-25

<sup>22</sup> また人が、自分の所有の畑の一部ではない、買い取った畑を主に聖別する場合は、<sup>23</sup> 祭司はヨベルの年までの評価の総額を計算し、その人はその日に、その評価額を主の聖なるものとして献げなければならない。<sup>24</sup> ヨベルの年には、その畑は、その売り主であるその地の所有主に戻る。

自分が買い取った畑を捧げる時は、ヨベルの年になれば元の所有者に戻るのです、それまでの年数にしたがった収穫量の評価にします。

<sup>25</sup> 評価はすべて聖所のシェケルによる。一シェケルは二十ゲラである。

一ゲラが、0.57 グラムです。一シェケルは 11.4 グラムになります。

### 4A 聖別できないもの 26-34

そして次からは、自分が願っている時に献げるものではなく、主から命じられている献げものです。主がすでに、ご自分のものとお決めになっているものです。

#### 1B 初子 26-27

<sup>26</sup> ただし、家畜の初子は主のものである。初子として生まれたのだから、だれもこれを聖別することはできない。牛であれ羊であれ、それは主のものである。

エジプトからイスラエルが出て行く時に、主がイスラエルの初子あるいは長子を救い出されたのだから、初子は初めから主のものであると宣言されました。主にとってイスラエルは、最も大切な存在です。ですから、彼らも自分たちにとっての最も大切な存在を献げることによって、初めて、そこには愛の結びつきができます。主が私たちを愛して御子をくださったから、私たちも心を尽くして、

主を愛しています。その恵みは自分のいのちさえ優ります。

特に新約聖書では、「長子」は非常に大切な存在です。イエス・キリストが私たちの長子となられた、とあります。「ロマ 8:29 神は、あらかじめ知っている人たちを、御子のかたちと同じ姿にあらかじめ定められたのです。それは、多くの兄弟たちの中で御子が長子となるためです。」キリストが私たちの兄弟になってくださいました。私たちがキリストの似姿に変えられる時には、キリストと共にこの世を統治します。つまり私たちの第一人者となってくださるのです。それが長子の権利です。したがって、初子はわたしのものである、というのは「キリストは私のものである」ということを指し示しています。

<sup>27</sup> それが汚れた家畜のものであれば、その評価額にその五分之一を加えて贖うことができる。しかし、買い戻されないなら、その評価額で売られる。

レビ記 11 章の、例えば、らくだなど、汚れているとみなされる動物であれば、いけにえとして献げることにはできませんが、けれども、献げます。そのまま自分のものにするのは、評価額に五分之一を加えます。

## 2B 聖絶のもの 28-29

<sup>28</sup> ただし、人であれ家畜であれ、自分の所有の畑であれ、自分の持っているすべてのもののうちで、主に対して聖絶したものは、何であろうとそれを売ることはできない。また買い戻すこともできない。すべて聖絶の物は最も聖なるものであり、主のものである。

聖絶すべきものとは、主によって完全に滅ぼされるべきものです。あるいは、聖所に献げられるものです。ですから、自分のものとしてはいけません。この戒めを犯したのが、後にヨシヤ記に出てくるアカンです。主は、エリコの町のものは聖絶されたものだ。それを分捕物としてはならない、と命じられていたにも関わらず、高価な品を盗み出してしまいました。それで彼は死刑になります。

<sup>29</sup> 人であって、聖絶された者はみな、贖われることがない。その人は必ず殺されなければならない。

これは、カナン人であるとか、アマレク人であるとか、主が滅ぼすとお決めになった者たちのことです。生かしておいてはいけないと言われましたが、厳しいように聞こえますが、生かして奴隷に使役にしても、それでも結局、主が言われたように、イスラエル人が彼らから影響を受け、彼らの神々を仕え始めました。

## 3B 十分の一 30-34

<sup>30</sup> 地の十分の一は、地の産物であれ木の実であれ、すべて主のものである。それは主の聖なるも

のである。<sup>31</sup>しかし、もしも人がその十分の一の一部を買い戻したいのであれば、それにその五分の一を加える。

十分の一の献げものは必ず献げなければいけません。他のところに書かれていますが、収穫物はレビ人に献げ、そしてレビ人をその十分の一を祭司に献げます。そしてそれを取り戻したかったら、これまでの誓願の献げものと同じように五分の一を加えて支払います。

<sup>32</sup> 牛や羊の十分の一については、牧者の杖の下を通る十番目ごとのものが主の聖なるものとなる。<sup>33</sup> その良し悪しを見てはならない。また、それを取り替えてはならない。もしも、それを取り替えることがあれば、それも代わりのものも、ともに聖なるものとなる。それを買い戻すことはできない。」

興味深いのが家畜です。これは良い羊だからもったいない、という選り分けをすることがないように、羊飼いの杖を横にして、それを囲いの門のところで持ちます。その下を、羊を一匹ずつ通らせるのですが、無条件で十番目の羊あるいは牛を捧げなければいけません。そして、取り替えたいという思いに対して、戒めておられます。

十分の一の献げものというのは、聖書全体に出てきます。アブラハムがメルキデゼクに献げものをしましたが、それは十分の一でした。そして旧約聖書の最後のマラキ書には、こういう約束があります。「マラ 3:10 十分の一をことごとく、宝物倉に携えて来て、わたしの家の食物とせよ。こうしてわたしを試してみよ。——万軍の【主】は言われる——わたしがあなたがたのために天の窓を開き、あふれるばかりの祝福をあなたがたに注ぐかどうか。」大きな祝福があります。キリスト者が教会において、主から与えられた所得を献げる時に、まずその十分の一を用意するという基準はあると思います。

これは、新約聖書の中でもイエス様がおろそかにしないよう戒められています。「マタ 23:23 わざわいだ、偽善の律法学者、パリサイ人。おまえたちはミント、イノンド、クミンの十分の一を納めているが、律法の中ではるかに重要なもの、正義とあわれみと誠実をおろそかにしている。十分の一もおろそかにしてはいけないが、これこそしなければならぬことだ。」律法学者のように、些細なことに至るまで十分の一に拘り、主の正義や憐れみを忘れるようであってははいませんが、什一献金そのものはおろそかにしてはいけないと言われます。私たちは律法の下にいませんが、主に献げていくには、良い基準だと思います。

<sup>34</sup> 以上は、主がシナイ山で、イスラエルの子らに向けてモーセに命じられた命令である。

これでレビ記が終わりました！主なる神を聖なる方としていく。主に自分を献げていきたいとい

う思いを抱くと同時に、良く考えて、その決意、決心を心の中で深める必要があります。